

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成18年3月27日京都市条例第124号)(総務局人事部人事課)

消防職員の定数の特例を定めるとともに、事業内容及び業務執行体制の見直し、交通事業に係る職員数の減員等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局及び市長の所管 に属する教育機関の職員	人 9,368	人 9,289	人 △79
教育委員会の事務部局及び教育 委員会の所管に属する教育機関 の職員	2,605 (うち校長及び 教員894人)	2,529 (うち校長及び 教員876人)	△76 (うち校長及び 教員△18人)
公営企業の職員			
交通事業	1,822	1,704	△118
水道事業(公共下水道事業を含む。)	1,688	1,655	△33
職員の定数	17,554	17,248	△306

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第124号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9,368人」を「9,289人」に改め、同項第5号中「2,605人」を「2,529人」に、「894人」を「876人」に改め、同項第9号ア中「1,822人」を「1,704人」に改め、同号イ中「1,688人」を「1,655人」に改め、同項中「17,554人」を「17,248人」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(消防職員の定数の特例)

2 第2条第1項第8号の規定にかかわらず、消防職員の定数は、当分の間、同号に掲げる数に初任教育中の消防職員の数(100人を限度とする。)を加えた数とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)